

松江市社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松江市社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱(以下「要綱」という。)第17条の規定による社会福祉法人・施設等の指導監査について、必要な事項を定めるものとする。

(指導監査実施形態の決定基準)

第2条 要綱第6条の規定による指導監査の実施形態の決定は、次の基準によるものとする。

(1) 社会福祉法人(以下「法人」という。)の一般監査の現地監査は、次のいずれかの条件に該当するものを対象とする。

ア 全法人(ただし、監査の実施周期は、別表の左欄の法人区分に応じ、右欄の実施周期とすることができる。)

イ 法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる法人

ウ 一般監査又は特別監査における改善措置を求める事項の改善状況を確認する必要がある法人

(2) 施設における一般監査の現地監査は、次のいずれかの条件に該当するものを対象とする。

ア 小規模保育事業、乳児等通園支援事業、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設及び幼保連携型認定こども園

イ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、及び障害者支援施設(ただし、概ね適正な運営が確保されていると認められる施設については、3年に1回とする。)

ウ 保護施設(ただし、特に重大な運営上の問題点がない施設については2年に1回、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設については、3年に1回とする。)

エ 軽費老人ホーム及び有料老人ホーム(ただし、概ね適正な運営が確保されていると認められる施設については、5年に1回とする。)

オ 前回の指導監査で特に事業経営に問題があると認められた施設

カ 前年度に特別監査を実施した施設

キ 正当な理由がなく書面監査を拒否した施設

ク 施設運営又は事業運営に問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該施設の運営状況に問題があると認められる施設

ケ 一般監査又は特別監査における是正改善項目の改善状況を確認する必要がある施設

コ 指導監査の改善指導に対して改善措置が認められない施設

(3) 書面監査は、前2号の条件に該当しないもの(障害者支援施設に限る。)を対象として実施することができる。

(4) 感染症のまん延下にあり現地監査の実施が困難な場合は、社会福祉法人の一般監査を書面又はリモートにより監査を行うことができる。

2 特別監査については、次の基準のいずれかに該当するものを対象とする。

- (1) 法人運営等に重大な問題を有すると認められるとき又は施設運営、事業運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
- (2) 最低基準上重大な瑕疵があると疑うに足りる理由があるとき
- (3) 度重なる指導によっても改善が認められないとき
- (4) 正当な理由がなく実地監査を拒否したとき
- (5) 高齢者虐待の疑いがあるとき（養護老人ホーム、特別養護老人ホームに限る）
（提出を求める書類等）

第3条 要綱第10条第2項第5号又は第3項第2号の規定に基づき提出を求める書類等は、要綱第9条第3項第5号の規定に基づく監査調書及び調書に添付すべきものとされた書類とし、その提出期限は監査実施日の2週間前とする。

（指導監査の実施通知及び改善指導通知）

第4条 要綱第10条第1項及び第4項の規定に基づく指導監査の実施通知及び第12条第3項の規定に基づく改善指導通知は、要綱の別表に定める実施課において行うものとする。

（その他の社会福祉事業への適用）

第5条 要綱別表に掲げる対象以外の社会福祉事業については、別に定める指導監査に関する要領等に規定された事業を除き、必要に応じてこの要領を適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年8月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

法人区分	実施周期
1 前年の指導監査で特に法人運営に問題があると認められた法人並びに、前年の指導監査で特に施設運営、事業運営に問題があると認められた社会福祉施設（以下「施設」という。）を経営する法人	毎年度
2 前年度に特別監査を実施した法人並びに前年度に特別監査を実施した施設、事業を経営する法人	毎年度
3 指導監査の改善指導に対して改善措置が認められない法人並びに改善措置が認められない施設、事業を経営する法人	毎年度
4 法人設立後2年以内の法人	毎年度
5 下記のアとイを満たす法人（上記1から4に掲げる法人を除く。） ア 法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められない法人。 イ 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められない法人。	3箇年に1回（ただし、法人に対する一般監査と施設又は事業に対する監査との実施の周期が異なる場合において、これらの監査を併せて実施することが松江市長及び法人にとって効率的かつ効果的であると認められること等特別の事情のあるときは、松江市長の判断により、監査の実施の周期を3箇年に1回を超えない範囲で設定することができる。）

<p>6 上記5を満たす法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次のア、イ、又はウに掲げる場合に該当する場合にあっては、松江市長が毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、当該ア、イ又はウのとおり。</p>	
<p>ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された法人</p>	<p>5箇年に1回</p>
<p>イ 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された法人</p>	<p>5箇年に1回</p>

<p>ウ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された法人</p>	<p>4 箇年に 1 回</p>
<p>5 を満たす法人のうち 6 に掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次のア、イ又はウのいずれかに該当する場合であって、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると所轄庁が判断する法人</p> <p>ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。）又は ISO9001 の認証取得施設を有していること。</p> <p>イ 地域社会に開かれた事業運営が行われていること（例えば、福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われていること等。）。</p>	<p>4 箇年に 1 回</p>
<p>ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。</p>	